

平成 27 年度埼玉県に対する予算並びに
施策に関する要望について

民主党埼玉県総支部連合会
埼玉県議会 民主党・無所属の会

平成26年10月10日

埼玉県知事
上田 清司 様

民主党埼玉県総支部連合会
代表 大島 敦
埼玉県議会 民主党・無所属の会
代表 吉田 芳朝

平成27年度予算要望にあたり

現在我が国は、政府がすすめる経済政策、いわゆるアベノミクスのもとで円安基調が続き、株価も上昇しています。

しかしその実、急激な円安を受け仕入価格が高騰し、食品や資材の値上げが家計や県内中小企業を直撃しています。物価上昇によるデフレからの脱却も、持続的な経済成長には結びついておらず、労働者の実質賃金は低下が続いています。

消費税増税の議論が続く中、国民は生活や雇用、社会保障制度等、将来に対する強い不安を覚えているのが現状です。

こうした状況下で、埼玉県では上田清司知事のもと、エコタウン、ウーマノミクス、健康長寿の三大プロジェクトをはじめ、通商産業政策の地方分権化に取り組み、産業を興すという視点から、経済成長戦略等、様々な政策に取り組んでおります。国に先駆けて、独自の政策を立案・実行し県民生活をしっかりと守って頂いている事に心より敬意を表します。

私たち、民主党埼玉県総支部連合会及び県議会「民主党・無所属の会」は720万県民の安全と安心を守る為に、あらゆる困難に挑戦し、改革に取り組む政策集団であります。

私たちは何よりも、県民一人ひとりの個性と自由を尊重します。また真面目に暮らす全ての県民が人間らしい生活を保証され、一人ひとりがそれぞれの夢や目標に向かって挑戦し続けることができる社会を目指します。

そして人々に教育や雇用の機会を平等に提供し、個人の能力を高め、自立して働き、将来不安を感じることなく日々暮らしていくことを後押しすることこそが政治の役割だと考えます。

そしてこれらの理念を実現し政策を遂行する行政には、公正で効率的な運営が何よりも求められていると考えます。

私たちは、こうした基本的な理念のもと、多くの県民の皆さまのお声と、県内の様々な団体の皆さまからご意見を頂きました。また一昨年 of 統一地方自治体議員選挙において、我々県議団が掲げた政策集「変える、守る、つくる、未来を拓く10の約束」の進捗状況を検証して、ここに平成26年度予算編にあたっての政策要望書を取り纏めました。

上田知事をはじめ執行部の皆さまにおかれましては、今後とも720万県民の為、引き続きご尽力を頂くとともに、我々県議団の要望に、格別のご高配を賜りますよう、要望致します。

以上

目 次

【委員会要望関係】

1. 企画財政委員会関係	1
2. 総務県民生活委員会関係	4
3. 環境農林委員会関係	7
4. 福祉保健医療委員会関係	13
5. 産業労働企業委員会関係	19
6. 県土都市整備委員会関係	23
7. 文教委員会関係	26
8. 警察危機管理防災委員会関係	32

1 企画財政委員会関係

1-1 成長戦略の実現 「安心・成長・自立自尊」

上田知事の3大公約実現のために、縦割り・慣習を排除して、課題を常に洗い出し、難問にも果敢に取り組み、実現すること。

1-2 民間企業、NPO等の県政参加促進

現場の多くは県民が担っている。

新しい公共の重要性が増す中、本県も民間企業やNPO等・県民の県政参加の仕組みを構築しているところである。現場の実態に即した、柔軟な発想により県民のニーズを尊重した、大胆できめ細やかな施策の展開をはかるために、更に幅広い分野の企業・NPO等との連携を図ること。

1-3 長期歳出想定額を算出するプロジェクトチームの設置と、長期債務残高の軽減策の推進

臨時財政対策債を含めた長期債務残高の軽減策を積極的に推進し、真の財政健全化をはかること。

それには、向こう15年間の長期歳出想定額を過去の歳出額により算出し、全庁的に認識すること。

県において、財政課・管財課の2課で算出を行うのには限界があり、社会保障と、インフラ老朽化対策に重点をおいた算出が急務である。

1-4 地方制度改革の促進

県民・市民ニーズの実現や、二重行政の解消、効率性の観点から、国・広域自治体・基礎自治体の課題を、埼玉県主導で、地方六団体を活用して働きかけ、権限及び財源の国から地方への移譲を実現するため、更に国に働きかけること。また、本県の権限のあり方を大胆に見直し、県内市町村への更なる分権に努めること。

1-5 事務事業評価手法の改善

県の行政全般に渡り、事業の効率性・効果・問題点などを明らかにするため、より一層事務事業評価の手法を改善し、議会・県民に対して情報を公開すること。

1-6 県職員の研修視察の充実

県職員、特に若い世代の職員が行政改革や政策立案を積極的に進めるため、海外を含めた先進地域の研修視察等が行えるよう研修費を充実すること。

1-7 指定管理者制度の事業評価

指定管理者制度が創設された背景に鑑み、幅広い候補者の中から管理受託主体を選定すること。さらに、指定管理者の事業評価を的確に行うこと。また、施設管理のみならず、窓口業務などのサービス提供などについて、市場化テストを含めて積極的に活用すること。

各施設で利用者アンケートを実施するなど、各事業の専門性も考慮し、利用者の立場にたった運営をすること。

1-8 各種団体に対する補助金について

各種団体に対する補助金については、引き続き、県政推進上の必要性の有無・めりはりを精査し、適正な支給に努めること。

1-9 鉄道網の拡充

人口減少・超高齢社会下では、車を持たない県民が増え、鉄道の重要性は増す。そこで、県内の鉄道網のより一層の利便性確保に取り組むと共に、鉄道・バス利用促進につながる事業を行うこと。

- 1) 地下鉄7号線についてはB/Cを考慮した上での延伸を検討すること。
- 2) 都市高速鉄道12号線については延伸の実現に向けて、全力を挙げること。

1-10 駅ホーム防護柵の計画的設置

県内駅ホームでの、視覚障害者などの転落死、自殺が相次いでいる。
県内駅ホームで、まず、視覚障害者が多く利用する駅から先行して防護柵設置をすすめること。
防護策整備に関する全体計画を策定し、支援策を講じること。
次善策としてのホーム内法線の整備を急ぐこと。

1-11 駅のバリアフリー化の促進

未だ県内の駅でバリアフリー化されていないところについて、鉄道会社へのはたらきかけを強めること。

(※バリアフリー化は、いわゆる行政的な基準でなく、市民目線での配慮を)

1-12 交通の利便性向上に向けて

京浜東北線に比べて、最終電車の時間が極端に早い埼京線の最終電車の時間延長を働きかけること。

2 総務県民生活委員会関係

2-1 男女共同参画社会の推進

ワークライフバランスの推進の取り組みを強化し、女性はもとより男性にとっても仕事と家庭・子育ての両立とキャリア継続があたりまえとなるよう、社会環境の整備と県民の意識啓発に努めること。県職員については、管理職に女性職員の積極的な登用と子育て期の働き方がキャリアに影響を与えないような環境作り、男性職員の育児休業取得率等の大幅アップなど、目指す社会の在り方をまずは県庁内で実現すること。

2-2 DVの根絶へ向けて

DV対策については、被害者対策の強化と共に、加害者対策に取り組むこと。また、デートDVなどの被害の低年齢化への対応も必要となるため、教育現場との連携による取り組みも進めること。

2-3 自転車の事故防止策の充実

近年、自転車が関連する交通事故の増加が目立つ。よって、自転車の走行エリアを車道及び歩道においても明確にすること。また、自転車運転者の中には、携帯電話やスマートフォンを操作しながらの運転や、イヤホンをしながらの運転など危険な乗り方をしている人もいる。そのため、自転車の免許制度の普及など、自転車の安全利用の為の環境整備及び、交通ルールの厳守・マナー向上に向けた取り組みを一層強化し、自転車が関連する事故の発生率を全国平均並みに下げること。

2-4 入札制度改革及び談合防止と公共工事の品質確保について

指名入札では、登録しても、入札の指名や随契の声が全くかからない業者がいる半面、入札の指名や随契が特定業者に集中する傾向があるので、工事の発注や物品調達にあつては、登録業者に対して参加の機会均等を図ること。また、分離分割発注を適宜とりいれ、比較的小規模な単位で多くの県内企業が受注に参画できるようにすること。総合評価方式については、1億円未満の工事についても、技術評価点と価格評価点をそれぞれ独立して評価する「加算方式」を拡

大すること。またすべての案件について地域への貢献度や災害協定の有無も重要な評価項目として比重を上げること。

2-5 災害対策の強化

耐震貯水槽、備蓄倉庫並びにライフラインの整備強化をはかること。

2-6 災害における連携体制

東日本大震災の緊急・復興支援では、ボランティアが大きな役割を果たし、被災地の多くでは社会福祉協議会がその窓口となったが、災害支援を専門とする NGO・NPO、また集団ボランティアの統率のとれる団体を、支援の際の重要な存在として位置づけ、より積極的に活用する体制が不備であった。各団体がもつ専門性、機動力、統率力などを把握し、ネットワーク化をはかるとともに、対策本部の中にそれらの代表を加える体制を整えること。

2-7 災害に強い地域自主防災組織の結成

東日本大震災で助かった命の多くは、自助・共助によるものであり、地域のつながりの重要性が改めて確認されている。町会や自治会単位の自主防災組織がつくられているが、その加入率、特に若い世代の参加率が極めて低い現状がある。各地での結成及び参加を促すと共に、いざという時に適切な共助体制を組めるより実践的な訓練を推進すること。

2-8 未利用県有地の有効活用について

未利用県有地を積極的に活用すること。

2-9 グローバル人材育成

グローバル人材育成の取り組みについては、奨学金制度はもとより、説明会や交流会の開催、グローバル人材埼玉ネットワーク等、県の取り組みが多く、若者に認知され興味を引き起こすよう、公立・私立高校・大学と生徒・学生への周知、テレビや新聞、県の HP 他多様な媒体を積極的に活用した PR 活動にさらに取り組むこと。また海外の一流大学の授業に参加するチャンスは極めて貴重であることから、機会（枠）の拡大を図ること。

特に、高校生の公的交換留学については、派遣も受け入れもその数が極めて限られている現状を鑑み、全般的な取り組みの強化をはかること。特に受け入れについては「受け入れた学校、家庭、地域全体のグローバル化に資する」効果的な手段であるという理解の上に施策展開を行うこと。

2-10 ネット犯罪対策の強化

インターネットによるいじめやトラブルから子供たちを守るためのネットパトロールやフィルタリング対策の強化をはかること。また、他人のPCを利用した犯罪予告を行う事件が多発し犯人の特定が困難で、社会不安が広がっている。卑劣な犯罪を許さない断固たる姿勢で対策にとりくむこと。

2-11 NPO 基金

日本一のNPO立県をめざし、埼玉県で様々なNPO支援策と共にNPOと行政の協働による政策課題の効果的な実施、国の制度充実に先駆けた寄付文化構築のための寄付制度の導入などを行ってきた。これらの取組をさらに発展させ、切実な思いをもつ「民」の活力を最大限発揮できる環境整備、制度の充実に努めること。

2-12 安全性優良事業所認定制度「Gマーク」の積極的な活用

トラック運輸産業においては、労働時間の管理・健康管理が依然として、適正に行われていない状況にあり、重大な事故に繋がっている。国土交通省のデータから「Gマーク」取得の有無で車両1万台あたりの件数を調べたところ、取得している事業所では事故発生件数・死亡事故件数ともに未取得事業所の半数以下となっている。利用者がより安全性の高い事業者を選定しやすくするため、埼玉県の各事業において「Gマーク」を、入札時の入札要件に加えること。

2-13 私立学校の耐震化促進

公立学校に比べて耐震化が遅れている私立学校の耐震化が進むよう、補助枠を大幅に拡大すること。

3 環境農林委員会関係

3-1 産業廃棄物の対策強化

産業廃棄物については継続して対策を行っているにも関わらず、全廃の目途はたっていない。不法投棄を許さない、新たな山をつくらないために、取締りおよび監視をさらに強化すること。また撤去のための客観的な指標をつくり、年度計画を立てて、積極的かつ計画的に撤去対策をすすめること。

3-2 京都議定書の実効性向上

ストップ温暖化・埼玉ナビゲーションの見直しに際しては、国の動向をふまえるだけでなく、埼玉県が日本の環境政策のイニシアティブをとるという姿勢で、現行の2020年の25%削減目標の堅持および達成にむけ、徹底した省エネ、再生可能エネルギーの普及、エコカー普及など、あらゆる政策に取り組むこと。また市町村、事業者、NPO、県民など各方面との連携を強化し、一般家庭向けの環境家計簿の普及啓発、教育局と連携した環境教育の充実などをはかること。また排出量取引制度を積極的に活用すること。

3-3 地球環境負荷の低減

県民誰もが取り組める環境負荷低減対策（例えば、エコライフデイ埼玉などの取り組みを周知徹底するなど）を検討し、実施すること。また県や市町村の所有する公共施設（庁舎、ホール、公民館など）、小中学校に再生可能エネルギーの導入を図ること。

3-4 再生可能エネルギーの開発・推進

燃料電池や太陽光発電、地中熱・バイオマスなどの新エネルギーの供給と利用の拡大にむけて、県施設での導入はもとより、事業所や住宅への普及拡大がはかれるよう、誘導的な政策を拡大すること。あわせて、エネルギー・環境分野における大胆な規制改革を実行していくことを、国に対して強く求めること。

3-5 次世代自動車の導入促進

温室効果ガス排出削減及び環境対策に関連した交通関係の技術・事業への支援強化として、低燃費／低排出ガス車およびクリーンエネルギー車（ハイブリッド車、電気自動車、燃料電池車等）に対して総合的な普及促進対策を講じること。また、低燃費／低排出ガス車およびクリーンエネルギー車の普及拡大に向けた各種助成措置や優遇税制を拡充すると共に、普及促進のために、燃料供給設備等のインフラ整備を推進すること。

3-6 省エネルギー対策の推進

県施設はもとより、事業所、住民組織、教育現場、県民に省エネ意識と具体的な取り組みの普及拡大をはかること

3-7 公共輸送利用促進

バス路線の廃止・減便が発生しているが、少子高齢化の中での県民の移動手段確保と、省エネルギー対策のため、公共輸送の利用促進を強化すること。

3-8 環境ホルモン対策の推進

環境ホルモン対策、農薬被害対策を環境行政の重要な施策として位置づけ、化学部室対策町内連絡調整会議では対応しきれていない総合的な対策を推進するための化学物質対策課を新設し、実効性のある施策を講じること。特に、次代を担う子どもたちの健康影響への対応策を総合的にすすめること。

3-9 アスベスト対策の強化

アスベスト対策については、小規模な建築物の解体や、一般住宅の解体など、法律の規則が及ばない建造物については、アスベスト使用状況の調査や、除去対策及び解体時における安全対策と周囲への告知、廃棄物としての安全対策など、県民の不安解消のための取り組みを引き続き推進すること。

3-10 市町村水道設備の安全確保

市町村水道の石綿管の布設替を促進するため、計画的に更新を進める目標値を設定し、県としての対策を講じること。

3-1-1 河川浄化対策の促進

河川汚濁の最大の原因となっている生活雑排水の処理を進めるため、浄化槽の設置及び汲み取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を更に促進すること。また、下水道未接続世帯へ接続の働きかけを行う市町村に対して、引き続き支援を行い、川の再生など都市部の潤いを取り戻すこと。

3-1-2 地域の保水力向上と都市緑化の推進

近年、台風や雷雨が強さを増し、今後被害が増すことが懸念され、「地域の保水力」がこれまで以上に必要となっている。あわせて原発事故の影響により、「温暖化対策」の目標を守るには、これまでの取り組みでは到底達成出来ないことに鑑み、緑の基金・緑のトラスト基金の寄付のインセンティブを新たにつくること。街頭募金を実施すること、銀行・観光協会など新たな所にパンフレットを配布し、PRを強化すること。都市の潤いやヒートアイランド対策の一環として、屋上・壁面緑化等を、引き続き積極的に促進し、都市緑化をはかること。また、新しい技術について調査・研究を進めると共に、予算を堅持すること。

3-1-3 多様性緑化の推進強化

県は「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準」を公表している。しかし、樹木のみ限定され、野草(草木類)が除かれている。については、多様性緑化(在来の草と木による自然化)を、強力にすすめること。

3-1-4 見沼田圃保全

都市近郊に残された貴重な緑地空間としての見沼田圃を保全するため、乱開発や不法な埋め立てを防止するとともに、積極的に田圃や斜面林の公有地化を推進すること。また、福祉農園等の活用を促進し、緑地の維持保全につとめること。

3-1-5 都市近郊農業の再生

都市近郊農業としての立地条件を生かし、農業で生活できる基盤を確立するため、年収1,000万農家の確立をはかり、魅力ある埼玉農業を推進すること。また、後継者育成の充実と相続税対策の充実を講じること。また、そのための適正予算を確保すること。

3-16 農業後継者の育成と生産技術の向上

農業後継者の育成と経営や生産技術指導の充実、並びに試験研究機関の機能と体制の強化をはかること。また、そのための適正予算を確保すること。

3-17 県産農産物のブランド化推進

全ての県産農産物のブランド化戦略を策定すること。また、そのための適正予算を確保すること。更に、気候の変化にともない、今まで埼玉では作れなかった果物や野菜、花等で、新しく埼玉ブランドとなり得る作物が栽培できないか研究に取り組むこと。県産材の活用（駅のベンチなど）、県施設以外での活用を促進すること。また、海外へ販路拡大をするための戦略も検討すること。

3-18 都市と農村の交流

農村と都市住民の交流及び農業への理解を促進するため、グリーンツーリズムの施策をすすめるとともに、都市と農村の交流をはかる事業の充実をはかること。これら取り組みについて、観光や教育等の分野でも取り入れること。

3-19 基金等を利用した農業水利施設と森林整備

基金等を利用し、県民にゆとりと潤いを与える水辺空間の創造を進めるため、親水・生態系・景観に配慮した農業水利施設や森林の整備を進めること。その際には、ボランティアを活用するなど県民参加で積極的に進めること。また、林業の生産コストの削減など、林業の振興を図るとともに、雇用の創出にもつとめること。

3-20 休耕地の利用

休耕地については、飼料穀物の生産やバイオエネルギーの原料生産などを含めて数値目標を定めて解消に向けた利用を推進すること。

3-21 農地集約による生産効率の向上

日本一高齢化が進む本県では、将来的に農業従事者の急速な減少が危惧される。これに鑑み、生産効率の向上をはかるために、農地集約を進めること。

3-22 食と県民の身近な関係づくり

子どもたちの健全な心身や豊かな人間性を育むとともに、食にかかわる人々の活動に対する理解の醸成を図るため、更に子どもたちの農業体験の取組を推進すること。また、広く県民が農業を通じて健康づくりや生きがいをづくりに取り組めるよう、農業体験活動を充実すること。また、農産物直売所の整備等を通じ、県民と農家がより身近な存在となり、農業への理解が深まるような施策を講じること。

3-23 『埼玉の川・愛県債』の有効活用

「埼玉の川・愛県債」については、水質浄化や水辺のゴミ清掃などの限定的な水環境対策に止まることなく、生態系の回復や環境教育の推進などを目標とした総合的・包括的な水辺の自然再生に有効活用すること。

3-24 PRTR 法による化学物質の管理

PRTR 法による化学物質の管理を的確におこなうこと。また、的確な管理を行うために、環境部が行う事業者向け研修会や個別訪問の回数など、実施目標を設定して対応すること。法の主旨であるリスクコミュニケーションが可能となる環境整備を行うこと。

3-25 食の安全対策

食の安全対策として農産物の加工食品のトレーサビリティーを埼玉県として、引き続き強力で推進すること。トレーサビリティーに関して優れた事業者に対して表彰するなど、モチベーションを高める工夫をすること。

3-26 食糧自給率の向上

幼少期の食習慣が将来の食糧需要に直結することから、学校給食における地産地消と米飯給食の更なる充実を行い、埼玉県における食糧自給率の向上に役立つこと。米飯給食については、お米に対して補助を実施し、将来の需要を喚起する投資をすること。また、地産地消に取り組む企業と連携し、更に県民にアピールをしていくこと。

3-27 放射線、放射性物質の常時監視体制を確立すること

福島第一原子力発電所の放射性物質拡散事故により、生活空間の放射線量、水道水や食品に含まれる放射性物質等に県民の関心が集まっている。関係部局が万全の監視体制を構築する必要がある。また、放射性物質に対してどう対処するか啓発活動を積極的に行う必要がある。これら施策のために必要とされる予算を充実すること。更に、県産農産物の放射線量の定期的検査を実施して、農産物の安全性を担保する対策を実施すること。

3-28 災害廃棄物の処理に関して

木くず等の可燃性がれきだけでなく、金属等を含む不燃性がれきについても受け入れを行うこと。将来本県が被災地になることを想定し、逆に本県がお世話になることを考慮して、受け入れについて受け身の態勢ではなく被災地に出向き要望を丁寧に聴取して、対応すること。

3-29 ハイブリッド建機の普及を推進すること

現在ハイブリッドトラックの普及は進んでいるが、更なる CO2 削減の為、入札の加点に取り入れるなどして、ハイブリッド建機の普及も進めること。

3-30 生物多様戦略の再策定

本県の生物多様性戦略は啓蒙的な内容に特化しているが、具体的な詳細戦略を構築するため、策定をし直すこと。

3-31 外来種カミキリムシ（アロミア・ブンギ）の被害拡大防止対策

街路樹や果樹に被害を与える外来種のカミキリムシが、2013年に埼玉県内で発見された。前年2012年に日本で初めて発見された愛知県では、発見地名古屋市と県が連携して対策に取り組んでいる。市境を超えた被害の拡大を防止するために、県は地元市と共に国とも連携して適切な対策に取り組むこと。

4 福祉保健医療委員会関係

4-1 保育所の待機児童ゼロ対策と子育て環境整備

平成 21 年の待機児童 1509 人から平成 26 年待機児童 905 人に減少しているものの、都市部、低年齢児を中心に待機児童が増加している。引き続き、待機児童の解消に全力をあげること。

4-2 放課後児童クラブに対する施策の充実

放課後児童クラブに対してますます高まるニーズにこたえるために、空き教室活用、施設の増設等の補助事業を継続、拡大すること。また指導員体制の充実、特に障がい児受け入れの加配については、加配条件を現在の「6 人受け入れから 2 人目」を緩和し、障がい児を受け入れやすい環境を整備すること。

4-3 仕事と子育ての両立支援策の整備

次世代育成支援対策推進法の趣旨にのっとり、仕事と子育ての両立支援策を充実させるため、300 人未満の中小企業主に対しても、法の趣旨に対する理解を求め、男女ともにワークライフバランスのとれた働き方ができる労働環境の整備をはかること。また、率先的に県職員においては、男性も育児休暇を取得すること。

4-4 子ども達を虐待から守る体制整備

子ども達を虐待からしっかりと守るため、学校現場や医療現場等においてその兆候を見逃すことがないように適切な対応に努めるとともに、虐待のリスクを抱える家庭については、地域の機関と行政が連携して取り組む体制を整備すること。全ての市町村がそれぞれの実情に応じた虐待対応マニュアルを作成するよう、県が支援すること。また、各ケースに的確に対応がとれるよう、児童相談所の人員の充実をはかること。

4-5 障がい者自立支援策の強化

障がい者の自立と社会参加を促進するために、小規模作業所、授産施設等につ

いては、その支援の充実をはかるとともに、経営能力と付加価値生産能力が向上する施策の強化を行うこと。また施設の生産能力や得意分野などのPRの工夫と拡大につとめ、公的機関や企業からの仕事の斡旋や、販路等の確保・拡大につなげる支援策を強化すること。

4-6 軽度発達障がい児の支援策について

軽度発達障がい児の支援策については、県として取組を強化しているところであるが、引き続き「早期の発見・早期の適切な対応」にむけて、将来の就労を意識し、市町村、関係各機関、保育・医療・教育などの各専門家の人材育成、相談・発達支援の充実につとめること。療育機関については、全ての当該県民が通える範囲に拠点を設置するよう努めること。

4-7 ケアマネジャー、ホームヘルパー等の処遇改選と資質向上について

ケアマネジャーやホームヘルパー等の処遇の更なる改善について、制度上の手当てをするよう国に要請すること。

4-8 医師不足、看護師不足の解消に向けて

埼玉県の深刻な医師不足に備え、圏域ごとの課題にも着目しつつ、あらゆる施策を講じること。また、産科・小児科等の診療科偏在の解消に取り組むこと。医療勤務環境改善支援センターを設置すること。

4-9 小児科医療存続の支援とNICU整備の充実

NICUを含めた小児科医療存続の支援をはかるとともに、現在150床を目標に整備を進めているNICU整備を目標達成に向け、より積極的に進めること。

4-10 がん対策

がん登録制度を充実したものとする。また、がん患者に対する相談体制の充実をはかること。今後県内の高齢化に備え、在宅療養支援診療所との連携で地域でがん患者が治療を受けられるネットワークの構築を進めること。埼玉県がん対策推進計画に掲げられている検診の受診率50%の目標達成に向け、市町村への支援を進めること。全国平均と比べ依然として少ない緩和ケア病棟病

床数の充実をはかること。

4-11 周産期母子医療センターの整備

県立小児医療センター・さいたま赤十字病院のさいたま新都心移転でも尚、不足状態にある周産期母子医療施設整備を今後も推進し、東京への依存度を低減すること。

4-12 自殺者対策

全国で年間2.7万人（平成25年度）にのぼる自殺者対策に、県としても引き続き取り組むこと。関係NPOを積極的に支援するほか、医療機関をはじめ、あらゆる機関と協力し、ゲートキーパーの養成を図ること。

4-13 介護保険事業所の指導監督にあたる職員の資質向上

各事業所が介護サービスの質の向上を図るためには、きめの細やかな実地指導が求められ、その指導の回数を増やすべきと考える。実りある指導のためにも、指導にあたる職員数の充実と、資質の向上をはかること。

4-14 国民健康保険 市町村の徴税“2方式”への促進の見直し

県は国民健康保険の広域化を目指していることは理解できるが、それに先んじて、各市町村において資産割を含めた4方式で行っていることに対し、2方式への転換を促進する施策を見直すこと。

4-15 予防医療の充実

健康長寿プロジェクトにおいてモデル事業化された事例を徹底研究し、保健師に個別指導の徹底など、予防医療の充実につとめること。また予防医療についての知識と意識の普及をはかること。

4-16 高齢者が安心して暮らせる施策の強化

依然として不足している特別養護老人ホーム整備など、介護基盤の整備を進めること。老々介護問題、老人虐待防止、在宅介護の諸問題など、現代の高齢化社会を象徴する問題に積極的に取り組むこと。地域住民の保健医療・福祉の砦となる地域包括支援センターの機能をさらに充実させること。

4-17 認知症施策の強化

認知症理解の第一歩となる「認知症サポーター」の登録数の増加に向けてより強力に取り組むこと。また県のホームページを整理してわかりやすい発信サイトにする共に、関係者の交流の場となるようなポータルサイトの立ち上げを行うこと。さらに認知症家族の方々の支援体制の強化と共に、当事者を中心に据えた施策展開を行う仕組みづくりに乗り出すこと。

4-18 タンデムマス法導入後の新生児マススクリーニング事業充実

タンデムマス法新生児マススクリーニング検査により病気が見つかった子どもの保護者に対する説明体制の充実を図ること。

4-19 ひきこもり対策の充実について

ひきこもりについて悩んでいる本人・家族の支援のため、各保健所における相談窓口の対応力のアップに取り組むとともに、本人・家族が継続的に情報を得られる、専門家などによる講演会の実施の充実につとめること。

4-20 県立循環器・呼吸器センターに託児所の設置について

埼玉県の医療状況を改善するためには、医師の確保のみならず、看護師の確保、潜在看護師の復職及び離職を防ぐ職場の環境作りが必要である。特に、子育て中の看護師さんからは、仕事と子育ての両立で悩んでいる方が多いと聞いている。子育てをしながら働きたい看護師を離職させないためにも、県立循環器・呼吸器センターに託児所を設置すること。

4-21 救急医療に対する、補助拡充について

平成20年度から平成25年度の間に県内の救急告示病院が12院減少するなど県内の救急医療の体制はぜい弱なものになりつつある。もとより救急医療はいつ来院するかわからない患者さんに対して待機するものであり、赤字になりやすい体質であり、公的な支援が必要不可欠である。医療圏ごとに、課題は大きくなることから、実情にあわせた支援を強力に推進すること。

4-22 総合医局制度の充実、総合診療科の創設

大学病院の医局制度が廃止され、医師の地域偏在が著しく、県内各地で医師の不足が生じている。また、診療科が細分化されてきたことも医師不足、医師の地域偏在に拍車をかけている。そのため、現在すすめている、総合医局制度の機能をより一層充実させ医師の偏在を解消すること。

また、初診は総合診療科を設置して診療科の細分化の弊害を取り除くよう努めること。

4-23 「不妊教育」と「不妊治療」施策の強化

妊娠・出産をめぐる身体のことについての正しい知識を普及するために、中学・高校の学校教育現場、大学、企業、社会全般に対する「不妊教育（不育を含む）」の啓蒙・啓発活動に取り組むこと。保険が適用されない高額の不妊治療医療費助成について、上乘せ補助を行うとともに、男性不妊を対象とした助成制度を創設することで、経済的負担軽減だけでなく、男性不妊についての啓発に埼玉県が率先して乗り出すこと。それらを新コバトンプラン（仮称）に明記すること。

4-24 妊娠・出産をより積極的な選択として発信するための「妊活」事業の推進

「子どもをもつ」ということをより積極的、能動的な選択として県民に発信していくために、「妊活」事業を推進すること。

4-25 医療需要の分析と医師業務の把握調査を実施すること

現在、国や都道府県において、医療の需要と供給の関係を精緻に分析したデータをもとにした医療資源の充実を図る対策がとられているとは言えない。よって、国との連携を計りながら埼玉県独自に医療需要の分析を行うこと。

また医療資源がどれだけ不足をしているのかを把握するためには、医師の業務量の把握等、管理指標である医師の業務の原単位を把握できるような調査を実施すること。

4-26 コメディカル制度を構築すること

医師不足を緩和するためには、医師が医師の仕事に専念できるようにナースプラクティショナー等のコメディカルの制度の構築をすること。

4-27 中核病院と地元医師会の調整を行うこと

病診連携を行い役割分担を徹底するために県が主体的な立場で中核病院と地元医師会との調整を行うこと。

4-28 適切な受診行動の啓発活動を推進すること

コンビニ受診による勤務医の業務負担が著しく高まっているので、適切な受診行動をとってもらうための啓発活動を積極的に推進すること。

4-29 不妊、不育症、妊娠サポートダイヤルの補助充実を図ること

不妊、不育症、妊娠サポートダイヤルの役割は高まっており、大幅に補助充実を図ること。

4-30 「ワンストップ支援センター」を設置すること

強姦等をはじめ凶悪な性犯罪の被害者は、その後の聞き取り調査など堪えがたい環境を想像すると泣き寝入りしてしまう女性が7割近くいることが調査でわかっている。そうさせないためにも、被害者の人権を重視した「ワンストップ支援センター」を中核病院などに最低でも県内に1か所は設置をすること。

5 産業労働企業委員会関係

5-1 県制度融資の充実と中小企業支援策の強化

消費税増税の影響で、中小・零細企業の現状は大変厳しく、特に資金繰りが大きな課題となっている。県内企業の現状をしっかりと認識し、県制度融資関連の一層の充実に取り組むこと。また信用保証協会が中小企業からの返済期間延長の申し出に柔軟に対応できるように、協会に対する損失補償期間を延長すること。責任共有制度については、現状をしっかりと見ながら、金融機関と保証協会の割合を定めること。

また、県の様々な支援策について、まだまだ県内企業に周知されていない状況を踏まえ、あらゆる広報媒体を通じその周知徹底を図ること。

5-2 商店街の活性化について

大型店出店が地域の商店に大きなダメージを与えている現状において、大型店・チェーン店が商工会、商店街等、地域の商工団体に加入し協力体制を組むことが双方の長期的な発展につながる。地域の活性化をもたらすよう、ガイドラインの徹底をはかり、制定された「中小企業振興条例」の徹底化をはかること。

また、大型店・チェーン店が出店する際には地域商店との調整の場を設けるなどの地域融和策を模索すること。商店街活性化事業として毎年様々な事業が予算計上されるが、県の補助金終了後に継続が難しいものがある。固定のタイムスパンにとらわれず、事業の内容によって補助金の期間を伸縮する、補助額を拡大縮小するなど、個々の事情と事業発展の可能性に則して、柔軟な対応のできる事業形態にするよう工夫すること。

5-3 経済政策に商工団体等の意見を

県が経済政策を検討、決定するにあたって、商工団体をはじめとする各種経済団体との十分な意見交換を行うこと。

5-4 雇用対策のさらなる推進

埼玉版ハローワークを最大限有効に機能させ、県内の雇用率アップにつなげる

こと。独自の取り組みである埼玉ハローワーク特区が、施設周辺の自治体に住む県民へのサービスに偏ることなく、全県民にとって利用しやすいサービスとなるよう、機能させること。またハローワークにおいては、求人者に対しては県内のさまざまな特徴をもった中小企業について、わかりやすく PR すること。雇用対策については、24年度までの3年間で7万人の雇用を創出すると掲げたが、その取組の検証を行い、さらなる雇用創出と就労支援に取り組むこと。若者の雇用促進の取組のひとつとして、公立高校のインターンシップの実施率をせめて全国平均並みまであげること。また本県は障害者雇用率が低いことから、様々な障害の種別の方の雇用率アップにつながるよう、さらなる補助制度の充実をはかる等より積極的に取り組み、27年度には法定雇用率を達成すること。

5-5 ウーマノミクスの推進

ウーマノミクス課の様々な取り組みが、埼玉県の女性そして男性の働きやすい環境づくり、女性の社会参画・起業、女性のキャリア継続等、どのような効果をあげているか、数値化を含む検証を行い、よりニーズにそったサービスの事業予算化を含む取り組みを促進すること。ワークライフバランスを掲げるだけでなく、会社をあげて実践する企業を拡大するための取り組みを強化すること。

5-6 新しい観光分野の開拓と情報発信

観光基本計画の策定にあたっては、地域資源の掘り起こしを積極的に行うこと。超観光立県を掲げる本県において、観光開発の課題として、地域間連携が十分になされていないことがあげられる。権限を持った観光コーディネーターを配置するなど、県がコントロールタワーとなって地域間連携を促進すること。東京に隣接する県として、日帰りをメインとする埼玉の観光であるが、宿泊を伴う滞在型観光も目指すこと。またフィルムコミッションのさらなる充実につとめること。観光関連予算の中で大きな割合を占める委託事業については、特定法人、大手特定行さを厚遇しないこと。受注機会を拡大し、中小企業にもチャンスを与えること。

アジアからの観光客誘致の取り組みを強化すること。

ラグビーワールドカップ熊谷招致に向けて積極的に取り組むこと。

富岡製糸場世界遺産登録を機に、それと連携した県内の観光PRをすること。

観光地のリピート率を高めるには、なにより現地の住民が観光産業に理解をし、観光客を歓待することが求められるため、住民に観光行政についての理解を深めてもらえるよう啓発すること。

5-7 公契約条例の制定と労働条件審査の導入

過度の競争による公共事業の低価格入札が、労働者の賃金や労働条件、工事や作業の質の低下など看過できない事態を引き起こしかねないことから、「公契約条例」の制定により、労働者の労働条件を守り、公共サービスに一定の質を確保すること。

また、「公契約法」の整備を含めた、抜本的な解決を国に対して要請すること。現行法の中で労働環境が守られているかどうかについては、公共事業を受託する事業者が、労働基準法をはじめとする労働社会保険諸法令を順守し、適正な労働条件が整備された民間業者であるかどうかを審査する「労働条件審査」の導入をはかり、現場の実情を把握すると共に必要な改善に努めること。

5-8 安全な水道水の供給

安全な水を安定して供給すること。事故があった場合の連絡体制と県民へのタイムリーで正確な情報提供体制を整備すること。流域下水道の応急復旧対策を強化すること。

5-9 企業誘致の推進

雇用の確保のため、県内に企業を誘致し、立地が決定した企業への支援を行うこと。圏央道以北の産業団地の整備に努めること。

5-10 格差是正

近年、家庭の収入の格差が増大している。県（県関係団体含む）で行う事業において、派遣労働で雇用しているものは、直接雇用にすること。税方式の見直しも含め、格差是正に取り組むこと。

5-11 公共交通機関の存続・維持・安定運営への支援について

公共交通機関は、地域住民の通勤・通学のみならず、地域における観光振興・活性化・雇用の確保の面において、極めて重要な役割を果たしているため、公共交通機関を運営する会社が、安定して事業を継続・運営できるよう支援していくこと。

5-12 技能グランプリ、技能五輪全国大会の埼玉開催

技能グランプリ及び技能五輪は、技能の重要性と必要をアピールし、技能尊重の機運の醸成を図るものである。この二つの大会の地元開催は技能の活性化はもとより、大きな経済効果が期待されることから、埼玉県で開催するべく積極的な誘致活動を行うこと。

5-13 若手労働者の確保

高齢化が進む建設業界では、若手労働者の確保が喫緊の課題である。今後の建設業界の需要増に対応できるように若手労働者の確保対策に努めること。

6 県土都市整備委員会関係

6-1 建築物の耐震化をさらに促進させること

首都圏直下型地震が想定される中、公民問わず、建築物の耐震化をさらに進めるためのあらゆる施策を導入すること。また、県南部の木造住宅密集市街地の災害対策についても万全を期すこと。

6-2 川のまるごと再生プロジェクトを積極的に進めること

川の丸ごと再生プロジェクトを市町村と連携を図りながら、積極的に進め、川の国埼玉にふさわしい美しい水辺づくりを行うこと。また、継続した維持管理を充実させるため、十分な体制をとること。

6-3 人間優先の道路整備計画を

道路整備については、人間優先の視点に立って歩道の新設や既設の歩道幅をはかり、歩行者が安全に安心して通行できるようにすること。歩行者、自転車利用者、自動車、それぞれの安全確保にむけて、自転車専用レーンの設置や道路の路肩の平坦化、歩道における人と自転車の通行帯を分離等、安全対策を講じること。また、これら道路整備において道路利用者の意見をしっかりと反映させること。

6-4 圏央道・上尾、本庄道路の整備促進

埼玉県東西を結ぶ大動脈となる圏央道と、それにつながる上尾道路、及び国道17号本庄地域の交通の円滑化と地域の活性化を目指す本庄道路の整備促進に努めること。

6-5 下水道事業の整備促進

全国ワースト1、2位を争う綾瀬川をはじめとする汚染度の高い川を多く持つ本県において、清流のせせらぎが県民の心をなごませるような県土、名実共に「川の国埼玉」を実現するための対策を強化すること。河川汚濁原因の7割を占める生活排水の処理が不可欠であることから、普及率100%（目標年度37年）

達成に向け、下水道及び合併浄化槽の整備促進に力をいれること。その際、単年度ごとに目標を定めその確実な達成にむけ、市町村との連携、普及啓発活動を強化し、合わせて義務化されている検査の実施率100%にむけた一括契約の推進や市町村への指導権限の移譲など、必要な対策を講じること。

6-6 社会的弱者に対する住宅政策の充実

県営住宅の建設については、民間の賃貸住宅の借上げを促進すると共に、住宅確保が困難な高齢者や子育て世代向けに、家賃補助などの更なる優遇策を講じること。

6-7 建築物の耐震化促進について

多数の者が利用する民間建築物の耐震化を進めるため、各種補助制度の充実とその利用促進に努めること。また、住宅の耐震化を促進するため、市町村に対する支援を強化すること。緊急輸送道路沿道建築物の耐震化については、県内特定行政庁に対して実態調査を早急に実施するよう支援すること。更に、耐震診断や耐震化を強力に推進するために市町村と連携して補助制度を充実させること。

6-8 県南部の木造住宅密集市街地の災害対策について

県南部の木造住宅密集市街地は、震災などに対して極めて脆弱である。また、住民の高齢化が急速に進んでいることから、ひとたび災害が起きた場合には甚大な被害の発生が予測される。そのため市町村と連携しながら具体的に対象地区を設定し、地元自治会などの防災出前講座等アドバイスの機会を設けること。また、木造住宅に対する耐震診断や耐震化の補助制度を市町村と連携して充実させること。

6-9 公共基準点の整備促進

地理空間情報活用推進基本法に基づき、公共基準点の整備促進をはかること。東日本大地震により、地殻変動により地表が移動していることから、これを機に公共基準点の整備を行うと同時に、早急に公共測量をやり直すこと。

6-10 公園の整備拡充

県内の公園面積が全国平均を大幅に下回っていることを十分認識して、市町村と提携し積極的に公園の整備をはかること。

6-11 住宅リフォーム助成の創設

施設やインフラの長寿命化の方向性が示される中、個人の住宅についても適切な時期のリフォームには、住宅の長期利用と共に、県内経済の活性化をもたらす効果が期待されている。秋田県では毎年1万件以上を超える助成を行い、300億円を超える経済波及効果を試算しているが、埼玉県においても県民のリフォームへのはずみとなる助成制度を創設すること。

6-12 マンション関連問題担当課の設置

急増するマンション関連の問題に対応するため、「マンション課」を設置すること。

7 文教委員会関係

7-1 不登校対策

不登校児童・生徒の担任離れを防止するため、担任教師の電話連絡、家庭訪問等が充分図れるようにすること。

不登校や引きこもりの児童・生徒のケアや、その後の社会復帰につなげることが困難なことが多くあるため、フリースクールを始めとする民間の支援組織に対する補助金の創設と情報提供機能の確立を図り、現状対応への様々なアプローチを行うこと。

7-2 軽度発達障害児童・生徒の“就労”を見据えた教育の推進

軽度発達障害児は、一般社会での就労が出来るよう支援することが望ましいため、普通学級で学校生活が送れるよう体制を整えること。障害のある子供は、将来一般社会で生きていくことを常に念頭におき、保護者の意向を基本とし、できる限り普通学級で生活ができるよう、保育・教育現場に関わる人の理解と許容促進をはかり、市町村教育委員会・各学校への指導を強化すること。

医療化の偏重を改めること。中でも、精神科の診察、投薬については、子供に精神薬を服薬する副作用の懸念もあるので、診断でなく、教育力や家庭力を上げてカバーするよう指針を示し、学校・児童相談所等に対して、精神科の受診には慎重に対応するよう通達すること。

障害者の支援については一般社会での理解が不可欠であり、障害者が幼少期から健常者との関わりを持ち、一般社会が障害者の受け入れに困惑しないようにするよう体制を整えること。

7-3 軽度発達障害児の就職に向けた特別支援学校の教育内容見直し

新設した特別支援学校（所沢おおぞら等）における、就職率100%を目指した教育を、軽度発達障害児の通う既存の特別支援学校においても適用していくこと。また、この教育内容の見直しを進める計画を策定すること。

7-4 特別支援学校送迎バスの見直し

現在、多くの特別支援学校高等部は、小中学部と同じ時間に送迎バスの時間に

よる帰宅が主流となっているが、卒業後の就労時間に出来る限り合わせた下校時間に計画的にすること。(改善結果の報告を)

また、(保護者の意向が強い為) 特別支援学校の送迎バスには教職員が(当番で) 引率し、自主登校者の最寄り駅等の立哨を行うこと。

7-5 高校退学者対策の充実

(1) 高校退学者数の減少策

高校だけでの問題ではないが、高校退学者の減少に取り組むこと。

(2) 高校退学者へのフォロー

退学者が社会で孤立しないよう、退学後のフォローを継続して行うこと。また、再チャレンジが可能な仕組みを構築すること。

編入・再入学した生徒が卒業できたか県教委としても注視し、担当課だけでなく、共通理解にすること。

(3) 高校退学者家庭への対応の福祉部との連携

高校中退は家庭環境と密接に関係するため、しっかり福祉部と連携すること。

7-6 児童・生徒への学習サポート

学校や教員に寄せられる地域住民の期待に応えるために、学習指導をはじめとする学校活動へ地域の人材や教員OB・OGの活用及び協力が得られるよう対策を講じ、教員のサポート体制を充実すること。

7-7 子供の体力向上策

小学から中学に進学後に表面化する個人の体力差を解消する必要がある。小学校から、中学の部活動を意識した体力増進プログラムを新たに構築すること。小学校に『体育専科』を導入すべく、東京都などの事例を調査し、市町村でまずはモデル事業を実施できるよう補助を出すこと。なおかつ、県教委として専科の方針を確立すること。

武道を安全に行える指導員を確保すること。

体育専科導入とは別に、学校内で体育の授業を柔軟に担任外が受け持つ事を奨励・推進すること。

7-8 部活動の推進強化

公立学校における部活動の教育的意義を高く評価し、部活動の指導者の確保や、

ボランティアを迎える施策を検討すること。合同部活動を推進すること。
なでしこリーグの選手など、チームからの給与だけでは成り立たないアスリート
を雇用すること（アスリートの育成の為に）。

7-9 スポーツ施設の充実へ向けて

総合型地域スポーツクラブの振興のため、行政圏を越えた生活圏によるクラブ
設立や運営に対する支援対策を充実すること。また、小中高とも学校の廃校敷
地に活用の余地があるので、運動施設としての有効利用についても促進するこ
と（小中については市町村への働きかけを行うこと）。

7-10 家庭教育の具体的支援

近年、弱体化が表面化している家庭教育につき、親学推進などの事業を継続実
施すること。また、個別の家庭に対し、家庭教育支援の必要性を見極める重要
性に鑑み、小学校における家庭訪問を全家庭に対して実施すること。

7-11 児童虐待撲滅へ向けて

児童虐待の早期発見のために、各教員の力量はもちろんのこと、地域や専門機
関の権限の強化を図り、情報交換・連携を強化すること。

7-12 教育関係施設の耐震・補修修繕について

教育関係施設の耐震化工事について、市町村に早期実施を促すこと。また、市
町村の避難所などに位置付けられている県立学校の非常時の避難所となりうる
食堂兼合宿所や各闘技場などの耐震化を急ぐこと。

7-13 生徒の非行、教職員の不祥事に対する危機管理対策について

生徒の非行や、教職員の不祥事に対する学校長の権限を強化すると共に危機管
理体制を確立すること。特に倫理観の欠如があらわれている教職員の不祥事が
繰り返されることが無いよう努めること。

7-14 いじめの早期発見・警察との連携強化・隠ぺい防止

いじめなどがもとで起こる児童生徒の自殺等を防止するため、全ての教職員の資質を向上させ、いじめの早期発見、家庭への指導を強化するとともに、教職員間での連携、警察との連携も強化し、生徒の指導を強化すること。また「いじめ防止対策推進法」の趣旨を尊重して、いじめを受けた児童などの教育を受ける権利を最大限尊重して、いじめを行った児童生徒等に対して、厳正に対処すること。

7-15 教員の資質向上へ向けた研修機会の充実

子ども達は、今後は特に、産業の空洞化、少子高齢化による高負担という更に厳しい時代を生き抜いていかなければならない。広い視野と豊かな経験を持った教員を要請するために、企業や研究機関への研修の機会を拡大すること。児童・生徒と関わることを優先するため、研修・出張はできる限り長期休暇に組み込むようにすること。

7-16 就学差別の排除

ノーマライゼーションの理念に基づいた教育実践に向けて、障害の有無によって就学を規定付ける就学支援委員会のあり方を見直すこと。

7-17 複数担任等の充実

基礎学力の向上を図るため、複数担任等、これまでの学級の体制にとらわれない形を積極的に取り入れること。

7-18 地域密着型の学校施設づくり推進

地域密着型の学校施設づくりを推進するため、保育園・幼稚園、高齢者施設、NPO 活動拠点などとの複合施設化を促進すること。また、空き教室を活用して、放課後児童クラブの増設や高齢者に対するデイサービスの拡充に努めること。

7-19 外国人児童生徒への学生生活支援

外国人児童生徒の学習や学生生活を支援するために、積極的に地域の人材の協

力を求めていくこと。

7-20 教育の機会均等

学校・家庭・地域社会が一体となった教育を推進するためには、県は各市町村及び地域住民と良好な信頼関係を築き、その下で各種教育行政を実施することが必要である。特に、県立学校の再編整備などによって、活用が可能となる教育施設を転用する際には、市町村及び地元住民との連携を図り、その要望を尊重して各種事業を推進すること。

7-21 コミュニケーション技術習得へ向けて

コミュニケーション技術を習得する為、地域ボランティアや個別取材を試みるなど校外での実践活動を重視すること。

7-22 就労教育の推進

働くことの意味を考えさせる上で発達段階に応じたキャリア教育を充実させること。特別支援学校などでは、就職先の企業における仕事に通用しないレベルの指導内容になっている例が見受けられるので、教員向けの講習会を実施するなどして、就職した後に困らない指導方法をとること。

7-23 体罰の根絶

児童生徒の心身に深刻な悪影響を与える、体罰の根絶に取り組むこと。具体的には、体罰の実態把握、当該学校以外への相談窓口の設置、加害教職員への厳正な処分を行うこと。

7-24 モンスターペアレンツ対応

理不尽な保護者等からの学校への発言については、組織的に対応し、教員を孤立させないこと。

7-25 消費者教育の充実

消費者教育推進法が新たに施行された。法の趣旨を踏まえ、小学生、中学生、高校生など発達段階に応じて、実践的で体系的な授業を行い、健全な消費者の育成に務めること。

7-26 ネットパトロールの拡大

インターネットによる、いじめやトラブルから子ども達を守るためのネットパトロールを強化し、その取組の拡大をすること。

7-27 県立高校入試の改革

埼玉県公立高校入試で、このまま同一問題を続けると、正答率や平均点が極端に低い事態が続く。中低位学力の生徒は学習意欲を喪失する。また家計に余力がなければ学力的に放逐される事態を生む。これは、経済的な理由によって差別されないとした教育機会均等の原則に反する。一方、優秀な生徒はより伸ばすべきである。

よって、一斉同一問題入試を改変し、公立難関校は、自校作成問題入試に踏み切ること。

7-28 県内における「夜間中学」のニーズの調査

県内には義務教育未終了者が1万人以上にのぼる。

国においても来年度予算要望において、「中学校夜間学級の充実・改善等への取組事業」として4400万円の要求をしている。

県としてもきめ細やかな対応をするには、しっかりとしたニーズを把握する必要があるため、調査をすること。

8 警察危機管理防災委員会関係

8-1 『防犯のまちづくり条例』に基づく安心・安全の環境づくり

「防犯のまちづくり条例」に基づき、自治体、企業・各種団体と連携し、自主防犯団体に対する支援を幅広く行い、防犯活動の立ち上げ及び継続のモチベーション（感謝状贈呈や積極的な広報を含む）を高めること。また犯罪を起こしにくい街並み・まちづくりにむけたソフト・ハードの支援を充実すること。自主防犯団体の数などについては、更なる充実に努めること。

8-2 犯罪から県民を守る・反社会的勢力を社会から排除する

凶悪犯罪、悪質な少年犯罪、蔓延する薬物汚染等の防止のために、取り締まりの更なる強化と啓発活動を、関係機関と連携して協力に推進すること。22年度施行の「暴力団排除条例」の県民への浸透に課題があることから、啓蒙・啓発活動に力をいれると共に、県民総力をあげて、反社会的勢力の排除に向けて取り組む機運の醸成に強力に取り組むこと。年度内に県下全市町村における「暴力団排除条例」の制定されるよう、県及び県警から自治体に働きかけをしっかりと行うこと。

8-3 危険ドラッグの規制・取り締まり・啓発の強化

危険ドラッグの吸引が原因とみられる交通事故が多発し、死亡者も出る事態となっている。成分を微妙に変え取り締まりを逃れたり、インターネット等を通じた「デリバリー」と称される店舗なしの販売店も存在しており、入手がより容易になっていることから、影響は拡大の一途をたどっている。危険ドラッグを排除するために、県独自の条例を制定すること。違法薬物使用者の自動車運転に関して、免許取り上げ等の厳罰に処すること。無承認無許可医薬品としての取り締まり、検査命令及び販売停止命令処置の手続き要件を明確にすること。危険ドラッグの販売サイトの削除を積極的に行うこと。人員確保を含めた取り締まり体制の充実を図ること。指定薬物の指定の手続きを迅速化すること。警察官による立ち入り検査などの権限を付与すること。検査方法について簡易な手法を開発すること。

8-4 交通安全対策の強化

増加傾向にある交通事故対策のさらなる強化を図ること。特に自転車に関連する事故の減少にむけて、自転車利用のマナー向上につながる啓蒙・啓発・研修会等を幅広く行うこと。自転車通学者の多い高校生に対しては、既に一部の高校で実施している自転車の免許制度を広げるとともに、高齢者にもステアードストレイト教育技法による交通安全の教育の機会を設けること。

8-5 安全な交通環境整備

安全・円滑な交通確保に向けて、歩道・車道における自転車の走行エリアを明確に表示すること。また、自転車の歩道駐輪が歩行者や緊急時の移動の障害になっている現状が散見されることから、銀行やコンビニなどにも駐輪場の整備を義務付け、駐輪場や駐車場に二輪車駐車場枠設置を義務付けするなど、必要な条例の整備をはかること。要望の絶えない信号機の整備は、市・町・村との協議や、道路のさまざまな環境を踏まえ今後も積極的に整備をすすめること。障がい者対応の音響信号、エスコートゾーンの整備、災害（停電）時対応設備の整備をさらに進めること。

8-6 通学路の安全対策の強化

23年度に行った通学路総点検により改善要望のあった個所については、対策の優先順位を定め、順次対策を行うと共に、定めた5カ年を前倒ししてでも、できるだけ早期に全ての個所について安全対策を行うこと。また、総点検の際に点検が実施されなかった学校等については、点検を行うよう働き掛けること。

8-7 警察サービスの充実

全ての県民が安心して警察サービスを受けられるよう、交番・駐在所の適正配置につとめること。毎年継続して行っている警察官の増員については引き続き国に強く求めると共に、交番相談員の増員し、不在交番の完全解消をはかること。

8-8 運転免許証の返上

認知症患者の運転免許について、高齢者講習等さまざまな機会を通じて情報を取得し、未然に事故を防ぐ策を講ずること。

8-9 車線規制について

主要幹線道路における県民の重大な交通事故防止や、トラック労働者の交通労働災害防止のため、また警察庁から各都道府県警察あてに、物流の必要性の配慮として、一定条件で駐車禁止の除外とするなど、見直しに努めるよう通達が出されている事等から、駐車規制緩和区間の設置や貨物専用路上パーキング・路上荷捌きスペースの設置をすること。

8-10 消防の広域化の推進

「埼玉県消防広域化推進計画」の着実な推進にむけて、市町村に単に広域化を働きかける（事務費補助）だけでなく、静岡県で実施されている防災資器材（車両を含む）の補助金制度を県で創設すること。知事が唱える「埼玉消防庁」構想の実現に向け、具体的な検討に着手すること。

8-11 広域受援計画の充実

大災害発生時に外部より支援を受けるために、応援部隊の集合場所、活動拠点への誘導ルート、活動拠点、駐留場所などを事前に準備する広域受援計画の内容を充実すること。また広域受援計画に基づいた各種の図上訓練を実施すること。更に九都県市合同防災訓練図上訓練のみならず、県独自に実施し、支援部隊も参加してもらうよう内容を充実すること。

8-12 非常参集訓練、図上訓練の充実

発災時の初動の遅れを許さないために、災害対策本部の早期立ち上げに向け、全職員を対象とした抜き打ちによる非常参集訓練を絶えず行うこと。また、災害対策本部の事態収拾能力を高めるために大規模な図上訓練を毎年行い、対応能力を上げること。さらに、業務継続計画での参集率は訓練の参集状況を基にせず20～30%程度と想定し、計画を立案し直すこと。

8-13 緊急輸送道路の確保にむけた啓発と訓練、及び沿道建築物の耐震化

内陸県である埼玉県では、災害時における緊急輸送道路は、極めて重要な役割を担っていることから、県民にむけた啓発活動を拡大するとともに、警視庁で行った緊急輸送道路の封鎖訓練を行うことを検討すること。通勤者に対する啓

発を東京都などと連携し、強化すること。また県ならびに県内各特定行政庁が連携して沿道建築物の耐震を万全なものにすること。東京都で施行された緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例と同様の条例の制定を検討すること。また、新たに改定されようとしている震災対策行動計画においては、耐震化目標値に、県管轄以外の県南地域を中心とする特定行政庁管轄地域の耐震化率を目標値にすること。

8-14 地域防災力強化の人材育成の充実

大災害発災時には、地域コミュニティの防災対応力が大きく問われることから、人材育成の為にソフトを充実し、人材育成を知事認証制度として地域防災リーダーの育成を積極的に行うこと。また、自主防災組織リーダーには防災士の資格取得を推奨し、県と県内市町村が共同で資格取得費用を助成するしくみをつくること。更に自主防災組織リーダーに対して定期的に県内防災最新情報を提供すること。

8-15 災害時要援護者の避難支援策の個別計画早期策定

市町村において、災害時要援護者の避難支援策の個別計画が早期に策定されるよう支援及び働きかけを行うこと。100%達成の目標年次を設定すること。

8-16 災害時帰宅困難者への情報及び物質提供手段の整備

大災害発生時に帰宅が困難となる者に対して、的確に情報を提供するために、鉄道の運行状況や代替手段、帰宅経路の道路の状況、帰宅困難者受入可能な一時避難所等の情報を伝えるインフラ整備とHP、ブログ、ツイッターetc、SNSを利用した情報提供コンテンツの整備を早急に行うこと。情報提供の訓練として、事故や小さな災害であっても情報提供につとめること。また幹線道路沿いに飲料水、仮設トイレ、情報等を提供する機器を収納しておくベンチ「災害時帰宅困難者ステーション」の整備を行うこと。

8-17 「防災協力企業マップ」の標準化

災害協定を締結している事業者と、その協定内容を住民に告知する為、川越市や朝霞市の商工会議所や商工会が行っている協力企業マップの作成を標準化して、市町村が住民に配布する取り組みを積極的に支援すること。

8-18 災害協定を結ぶ事業者のモチベーション向上

県と災害協定を結ぶ事業者のモチベーションを高める為に、県入札における総合評価方式の加点のあり方を更に高めること。

8-19 災害図上訓練（DIG）の積極的活用

地域事情に合った防災に対する備えとするため、各種の地元団体に対して災害図上訓練（DIG）を積極的に活用すること。また首都直下型大地震が間近に迫っていることから、DIGの実施回数や参加者の延べ人数などについて年間目標値を設定して災害対応、地震対応能力を高める取り組みを展開すること。

8-20 福祉避難所の設置を増やすための補助金の充実

福祉避難所を設置するには経費がかかることから、その絶対的な数が不足している。よって設置を推進するため福祉避難所設置に対する県としての補助を充実させること。

8-21 緊急輸送道路の液状化対策

緊急輸送道路の沿線は、軟弱地盤が多く、大地震発生時は液状化の可能性があり、緊急輸送道路が機能しなくなる可能性が高い。対策が充分にとられていないことから、まず交通の要衝などに焦点を絞って、被害の可能性についてボーリング調査などを行い、被害可能性について判断するとともに、液状化防止のための地盤改良などを行う計画を策定すること。

8-22 医療機関の防災協定と業務継続計画（BCP）策定

県内の各種医療機関においては、県や県内市町村の地域防災計画策定に参画し、地域防災計画に連動する形で、業務継続計画を策定し、医療分野における災害対応を万全なものにすること。

8-23 地域防災計画の継続的な見直しと市町村との連携

県では適宜地域防災計画の見直しを行ってきているが、国の中央防災会議の見直しの動向、市町村の地域防災計画の見直し内容等とも連動しつつ、常にその

内容を適切かつ充実したものとし、国と自治体、関係諸団体との連携強化に努めること。市町村における地域防災計画の見直しにあたっては、災害弱者対策の強化、帰宅困難者対策、女性の視点の導入、原発事故対応など、必要事項を盛り込むとともに、災害弱者の支援計画の策定を働きかけること。

8-24 異常気象時の臨時予報情報提供業務委託の適正化

防災気象情報提供業務委託の異常気象時における臨時予報について、埼玉県内を北部、南部、秩父の三つの地区に分けて臨時予報を作成すること。また、業者選定においては、民間気象予報会社の過去の予報の精度をしっかりと考慮して選定すること。

8-25 地域防災計画の雪害対策

雪国では、各個人宅においても大雪になる前に適宜雪かきを行うことで、大雪のときでもさしたる混乱なく対処をしています。自助の努力として、各個人宅において除雪作業用装備と雪かきについてのタイミングや方法などを、周知徹底すること。

8-26 県地震被害想定調査の精査

周辺都県の被害想定改定では、軒並み損害の状況が増しているが、埼玉県の被害想定は、減っている。事前の準備において、被害の状況を下方修正すると対応も鈍ると思われる。最悪の状況を想定した被害想定 of 精査を求めること。

8-27 震災対策行動計画における耐震化率の精査

震災対策行動計画に見直しを行っているところだが、計画中に盛り込まれている耐震化率については、県南部のマンション新築において新耐震基準の世帯数が増え、相対的に耐震化率が上がっていることが想定できる。木造戸建ての既存不適格の建築物の耐震化率について十分に把握し、対策を講じること。

8-28 災害時の銭湯の活用について

震災時には、極度の緊張と精神的苦痛により疲労が蓄積されて健康を害するケースが多い。防災専門家の中には、風呂の効用が指摘されており、東京都では

銭湯に対して、震災時に既設の銭湯を活用するため補助を充実させている。本県でも同様の取組をすること。